

平成 21 年 11 月 5 日
内閣府食品安全委員会事務局

内閣府食品安全委員会事務局における食品安全モニターのメールアドレスの流出について

【概要】

平成 21 年 8 月 13 日（木）午前、内閣府食品安全委員会事務局勧告広報課の担当者が保有する食品安全モニターのうちの一部の方のメールアドレスが流出する事故がありました。

この事故については、本来速やかに公表すべきであったところ、内部での報告の遅れのため、事故に関する情報が担当係から事務局関係者に共有されておらず、食品安全モニターからの通報を受けた総務省行政管理局からの指摘により初めて事務局関係者に共有されることとなったものです。このため、本日の公表までに長期間を要する結果となりました。

内閣府食品安全委員会事務局としては、このようなことが二度と起きないように、情報管理及び速やかな報告について周知徹底を図ります。

【内容】

平成 21 年 8 月 13 日（木）午前、内閣府食品安全委員会事務局勧告広報課の担当者が、食品安全モニターとして依頼しているモニターの方に、『課題報告の提出のお願い』と題する電子メールを送付しました。その際、送信先メールアドレス（381 人）を当該受信者以外の受信者が見えない形で送付する予定であったところ、そうした機能が実行されずに送信されたため、381 人のメールアドレスが他の食品安全モニターに見える形でのメール発信となりました。

8 月 13 日（木）午前に、食品安全モニター全員に同メールの削除のお願いの電子メールを送信の上、内閣府大臣官房企画調整課情報システム室とともに原因調査等を行ってきたところですが、結果として、システム側のトラブルは発見されず、内閣府食品安全委員会事務局勧告広報課の担当者による誤操作が原因であると考えます。

この事故については、本来速やかに公表すべきであったところ、内部での報告の遅れのため、事故に関する情報が担当係から事務局関係者に共有されていけませんで

した。昨4日、食品安全モニターのお一人から、政府の個人情報保護対策の総合的な調整を所管する総務省行政管理局に対し、当事務局におけるメールアドレス流出事故についての通報があり、それを受けた同行政管理局からの指摘を受けて、本件事故の情報が初めて事務局関係者に共有されることとなったものです。このため、本日の公表までに長期間を要する結果となりました。

なお、送信先381人のうち8人は、メールアドレスの誤りなどにより不達であり、実際に到達したのは373人と思われます。

【今後の対応】

内閣府食品安全委員会事務局勧告広報課としては、今後は、他の食品安全モニターにはメールアドレスが表示されないよう、送信先メールアドレスをBCCに確実に入力することを徹底するとともに、複数の担当者による相互チェック体制を整えることといたします。

また、個人情報の管理及び速やかな報告の徹底に関しては、内閣府食品安全委員会事務局全体の個人情報管理体制の問題として深刻に受け止め、今回の事例を検証の上、当事務局で働く全ての職員等に対して、個人情報の保護に関する意識醸成を徹底してまいります。

今後、このようなことが二度と起きないように、細心の注意を払い、業務を進めてまいります。

【本件に関する問い合わせ先】

内閣府食品安全委員会事務局

勧告広報課長 小野 稔

勧告広報課課長補佐 船坂 和夫

電話：03-6234-1138、1145

食品安全委員会について

食品安全委員会（委員長：小泉 直子（こいずみ なおこ））は、食品中に含まれる農薬や食品添加物などが健康に及ぼす影響を科学的に評価する機関（リスク評価機関）。7名の委員で構成され、14の専門調査会において、200名を超える専門委員の協力により、添加物、農薬、動物用医薬品、化学物質・汚染物質、器具・容器包装、微生物・ウイルス、プリオン、かび毒・自然毒等、遺伝子組換え食品等、新開発食品、肥料・飼料の分野のリスク評価を行っています。